

令和4年5月13日

文部科学省 御中

一般社団法人日本私立大学連盟

## ウクライナの学生等の受け入れに関する要望

日本私立大学連盟（以下「私大連」）では、先般、ウクライナの学生や研究者に対する受け入れ状況について、加盟の123大学に調査を実施しました。

4月末現在において、123大学のうち「意思決定済」及び「最終決定に向け調整中」が17大学、「準備・検討中」を含めると47大学の大学が、何らかの対応を考えていることがわかりました。

今後、私大連では、これらの情報（受入要件や支援方法等）を加盟大学間で共有し、各加盟大学での受け入れの参考にすることや、大学間の連携の促進を図っていくことを考えています。

そこで、母国での学修の機会を奪われているウクライナの学生等に対し、日本における学修の機会の提供をより積極的に進めていけるよう、大学の取り組みに対する特段のご支援をたまわりたく、下記の通り要望します。

### 記

#### 1. 受け入れに対する財政支援を要望します。

今般の私大連調査では、ウクライナの学生等の受け入れを実施する大学のほとんどが何らかの支援を講じていることがわかります。渡航費、学費、住居費、生活費の全てを支援するとした大学は4大学あり、生活費は一部支援とするものの、渡航費、学費、住居費は全額支援する大学は9大学になります。また、渡航費と学費は全額支援し、住居費や生活費に年間それぞれ120万円支援する大学もあります。

#### 2. 科目等履修生等（特定活動）に対するビザ期間の延長措置を要望します。

科目等履修生等の特定活動ビザが与えられたウクライナの学生が、その有効期間1年を超えて、継続的に私立大学で勉強しようとする場合、ビザの延長が可能となるよう要望します。

#### 3. 正規生として受け入れる場合は、学生定員外の対象とするよう要望します。

今般のウクライナからの受け入れは、学生に限らず避難民として緊急の特別の対応策が取られています。この観点からも、私立大学が正規生の学生として受け入れる場合は、学生定員の枠外で対応できる措置を講じるよう要望します。

以上